

令和元年度外傷外科医養成研修事業実施団体公募要領

1. 総則

我が国において、爆発物等によるテロ災害発生の可能性は、近年の国際情報を鑑みると決して低くなく、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた救急医療体制の整備は重要となる。その一つとして、爆発物、銃器や刃物などによる創傷（爆傷、銃創、切創等）を受けた傷病者の診療に関わる外科医等が、研修等を通じてその資質及び技能の向上を図る必要がある。

このため、厚生労働省では、外傷診療を担う医師等を育成する外傷外科医養成研修事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、これに当たり本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために以下の要領で実施団体の公募を行う。

2. 事業目的、内容

（1）事業目的

本事業は、重症外傷（特に胸腹部外傷）に迅速かつ適切に対応するために必要な知識や手術等の手技を習得するための研修を実施し、重症外傷の診療を担う医師（外科医、救急医）等の資質及び技能の向上に資することを目的とする。

（2）事業内容

① 研修内容

重症な身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために実施する座学及び実技とし、以下に掲げる事項を実施すること。

- ア 海外の事例やデータベースを元にした外傷戦略に関する事項
- イ 救急医療に関しての倫理的側面、メンタルケアに関する事項
- ウ 銃創、爆傷等の外傷治療に必要な知識及び手技に関する事項
- エ 医療チームの構成員とのコミュニケーションに関する事項

② 開催方法

研修の開催期間は1日間とし、年2回程度実施すること。また、グループディスカッション形式で実施され、1回当たりの参加者数は30名以内とし、4名から6名までのグループに分かれて行うシミュレーションを重視した内容とすること。

③ 受講対象者

外傷初期診療ガイドライン（JATEC）などの外傷初期診療に関する訓練を受けた医師（外科医、救急医）、外傷初期看護ガイドライン（JNTEC）などの外傷初期看護に関する訓練を受けた看護師とし、原則以下に掲げる者とする。なお、受講者の決定に当たっては厚生労働省と調整を行うこと。

ア 治療戦略を医療チーム全体に共有し構成員に適切な指示を出す立場に従事する者又はこれから従事しようとする者。

イ 救急外傷診療に十分な経験を持ち、外科診療に一定年数以上従事している外科医、救急診療に十分な経験を持ち、胸腹部外傷の手術を一定件数以上経験している救急医又は救急初療室もしくは手術室での勤務歴があり、手術介助経験がある看護師（※）

※ 具体的な症例経験数等については、本事業の趣旨に鑑み、例えば、

・医師については、

① 外傷に関連する領域の専門医等の有資格者であり、重傷外傷に一定の経験を持つ者

② 専門医取得後も、AIS（Abbreviated Injury Scale） ≥ 3 の外傷（頭頸部、顔面、胸部、腹部及び骨盤内臓器、四肢及び骨盤、体表）に日常的に携わっている者

・看護師については、手術室に5年以上もしくは救急外来に5年以上従事し、外傷外科手術を経験している者

とするなど、適切に設定すること。

④ 研修の実施報告

実施団体は、全ての研修終了後、受講者の状況等の集計及び分析並びに研修の評価を行い、それらの結果を取りまとめた実施状況報告書を作成の上、令和2年3月31日までに厚生労働省に提出すること。

3. 留意事項

（1）応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。

③ 医師向けの研修について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的

に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。

- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 業務の遂行

- ① 本事業の実施に当たっては、本公募要領に定める事項に従うこと。本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省と協議すること。
- ② 本事業の実施に当たっては、厚生労働省との連携を密に取ること。
- ③ 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ④ 本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。

(3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。

4. 事業期間

実施団体として選定された日から令和2年3月31日まで

5. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

本事業実施団体の採択については、厚生労働省において、上記「3. (1) 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、有識者等により企画書等の評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので、ご了承ください。

(2) 評価の観点

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 研修のカリキュラムが、本事業内容に即したものとなっているか。
- ③ 研修実施スケジュールは無理のないものとなっているか。
- ④ 研修施設は、本事業として相応しい実務研修が実施できる設備及び構造を保有しているか。
- ⑤ 研修で使用する資料として、最新の救急医療を踏まえた効果的なものを作成することができる体制となっているか。
- ⑥ 外傷診療に関する専門的知識及び経験を有する講師を確保できるか。
- ⑦ 講師及び受講者へのアンケート等を実施するなどして、研修の評価を行い、改善につなげる体制となっているか。
- ⑧ 事業実施に当たり、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑨ 本事業を実施する団体として相応しい研修等の実施実績があるか、又は、今後十分に実施できると認める他の研修の実施実績があるか。

(3) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」により行うこととなり、10,871千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料、機器借料）、雑役務費、会議費に限ります。

また、原則、補助金の交付時期については、本事業終了後、事業実績報告書の提出後となりますので、ご了承ください。（精算払扱い）。

7. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

外傷外科医養成研修事業企画書を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には上記「5. (2) 評価の観点」に記載されている項目を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

① 提出期間

令和元年6月24日（月）から令和元年7月19日（金）（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課あて

※郵送の場合、封筒の宛名面には、令和元年度外傷外科医養成研修事業と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局地域医療計画課

Tel：03-5253-1111（内線 2556 野口〈技術関係〉、
2550 本部、斎藤〈手続関係〉）

Fax：03-3503-8562

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類

以下の書類をアについては8部、他は2部提出ください。

ア 外傷外科医養成研修事業企画書

イ 団体の概要が分かる資料

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄付行為
- ・団体の直近決算年度の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもあります。

以上